

第1章 計画の策定にあたって

1 背景と目的

(1) 計画の背景

新発田市は、面積 533.1km²と人口約 10 万人を有する、新潟県北部の中核都市です。北西部は日本海に面しており、白砂青松と形容される美しい海岸が広がります。また、南東の山岳地帯には磐梯朝日国立公園に山頂を置く二王子岳がそびえ、この山岳地帯を源流とする加治川の水系によって肥沃な越後平野の一部を形成しています。

昭和 22 年に市制を施行し、昭和 30 年に五十公野、米倉、赤谷、松浦、菅谷、川東の 6 村に加え、昭和 31 年に加治川村の一部、昭和 34 年に佐々木村と合併しました。平成に入り平成 15 年に豊浦町と、平成 17 年には紫雲寺町・加治川村と合併しました。合併した町村の公共施設をそのまま引き継いできたことから、公共施設の総数は 1,000 棟を超え、機能が重複・類似した公共施設が複数点在する状況にあります。

旧新発田市、豊浦町、紫雲寺町及び加治川村においては、人口の増加や行政に対するサービス需要の拡大を背景に、昭和 40 年代から平成 10 年頃にかけて多くの公共施設を整備してきました。この結果、これから多くの施設が築 30 年を超えて、大規模改修や、建て替えの時期を迎えることとなります。現状の公共施設の量を保ったまま公共サービスの提供を続け、公共施設の大規模改修や建て替えを実施するには、高額な財政負担を伴います。

また、新発田市の人口は平成 7 年に最大ピークを迎え、以降は減少傾向にあり、年々高齢化も進行しています。今後、人口減少と年齢別人口構成の変化により、施設の利用需要が変化していくことが予想されるため、市民ニーズの変化に対応した効率的かつ効果的な公共施設サービスの提供が求められます。

この状況に対処するため、将来の人口や財政状況などを踏まえ、道路、橋りょう等のインフラ施設を含めた公共施設全体の総量を把握した上で、計画的な施設管理の取組を進めることが重要となります。

以上のことから、新発田市が所管する公共建築物等の公共施設と道路、橋りょう等のインフラ施設を対象に、総合的かつ計画的な施設管理の取組方針を方向づける「新発田市公共施設等総合管理計画」(以下、本計画)を策定するものです。

(2) 計画の目的

- ① 安心・安全に配慮した予防保全型の維持管理
不具合が起こる前に、あらかじめ修繕、更新等を行う予防保全型管理を含む、公共施設等の管理方針を築き、公共施設等を安心・安全で良好な状態に維持します。
- ② 財政の見通しと世代間の公平な経費の負担
公共施設等の更新が集中する時期を見通すことで、公共施設等の更新工事に充てる費用を平準化しながら、世代間での公平な経費の負担に努めます。
- ③ 公共施設等の長寿命化、質・量の最適化
公共施設等の将来の更新費用をあらかじめ試算し、公共施設等の長寿命化や集約・複合化等の対策を計画的に行うことで、公共施設等の質と量の最適化を図ります。

(3) 計画の実行により期待される効果

- ① 持続可能な公共サービスの運営
世代間での公平な経費の負担に努めることで、「未来の子どもたちのしばた」のために、持続可能な公共サービスの運営を進めます。
- ② 公共施設の質・量の最適化による将来の更新費用の確保
公共施設等の行政財産を市民のための「市民財産」としてその価値を見直し、公共施設等の量を最適化することで、将来の更新費用を確保していきます。
- ③ 新たな投資と「住みよいまち」の魅力向上
現在使用している公共施設等の更新費用を抑えることにより、財政に余力が生まれます。「住みよいまち」の形成のために、新たな投資によって「市民財産」を生み出し、まちの魅力向上につなげます。



図 1-1 まちづくりの理念

出典：新発田市まちづくり総合計画

経営

まごころの行政・次世代経営

- 市民の信頼を得られる経営感覚を備えた「まごころ」行政を構築します。
- 市民と創意工夫により、「新生しばた」の実現に向け、また、「未来の子どもたちのしばた」のために、行政運営を推進します。

2 計画の位置づけ

本計画は、新発田市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を方向づけるものです（図 1-2）。

本計画の策定にあたっては、新発田市の最上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」（平成 28 年 3 月）と整合を図ります。

また、平成 25 年 11 月 29 日の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」における「インフラ長寿命化基本計画」の政府決定、平成 26 年 4 月 22 日における総務省発の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に沿って策定します。

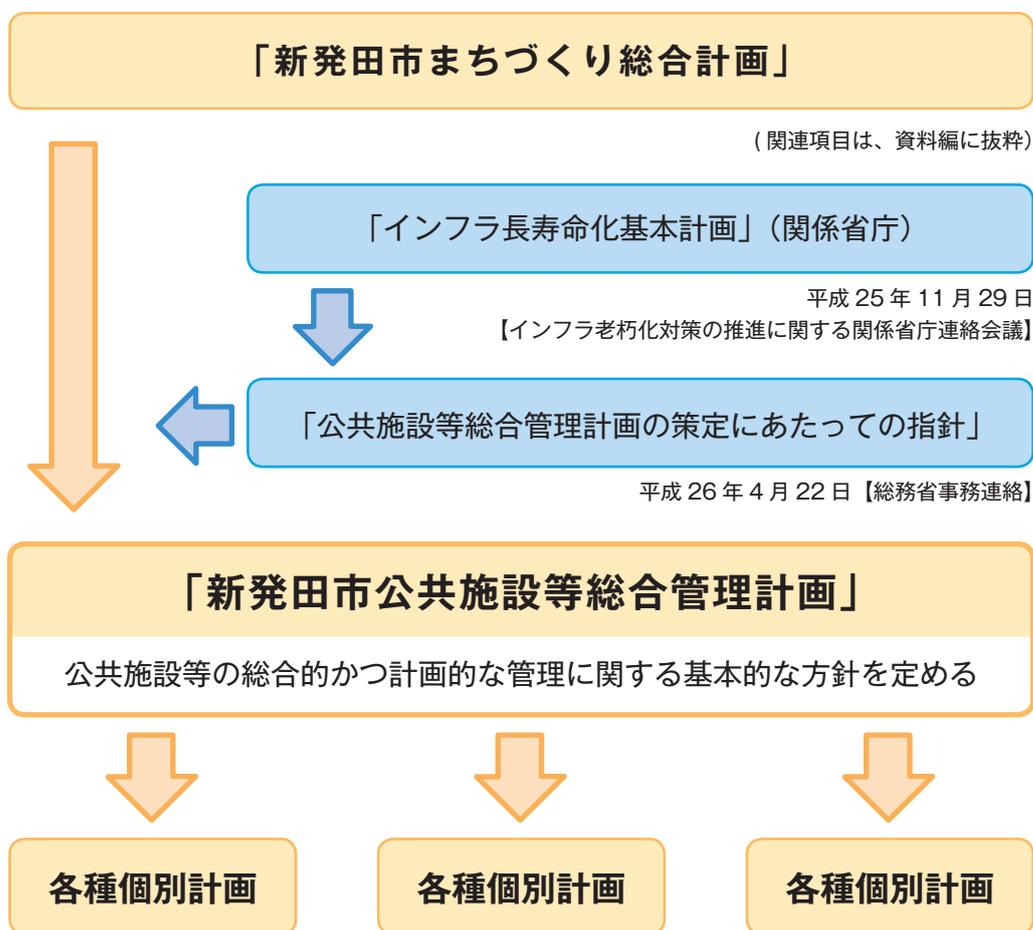


図 1-2：新発田市公共施設等総合管理計画の位置づけ

3 計画期間

公共施設等の大規模改修費用と更新費用について将来分を見積もると、今後10年間及び30年後に費用が集中することが予想されます（28ページ、図2-22）。

このことから、費用が集中する期間において費用を平準化することを目標として、今後30年間（平成29年度から平成58年度まで）を本計画の計画期間とします。

本計画については、新発田市まちづくり総合計画の基本構想及び基本計画の見直しに合わせて、8年ごとに見直しを行うものとし（図1-3）。

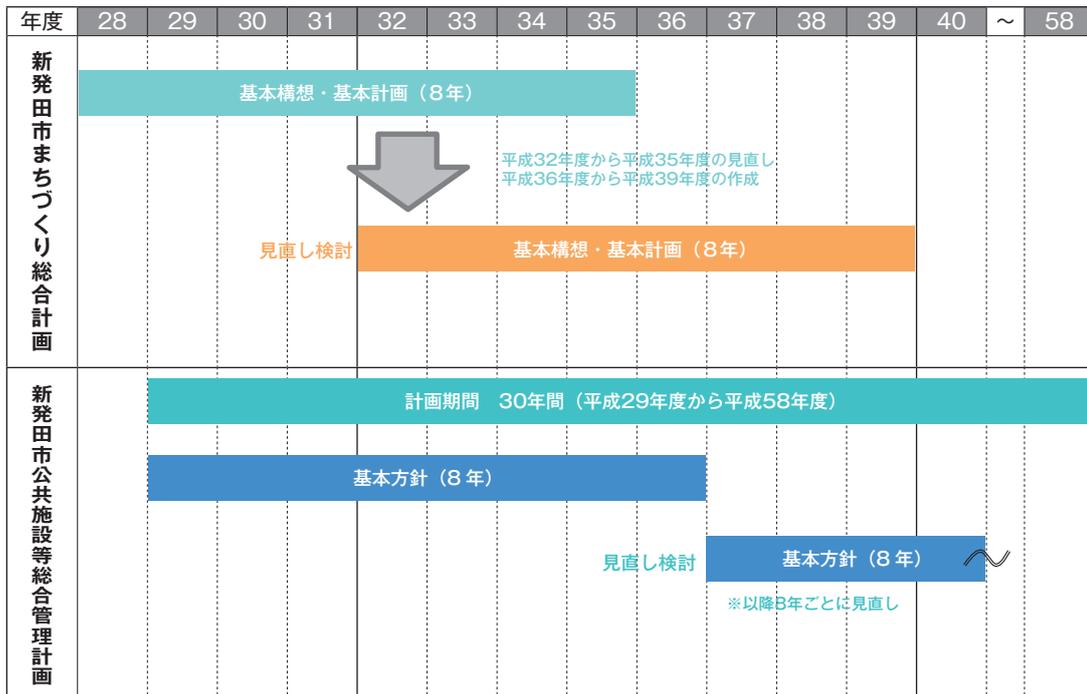


図 1-3：計画期間と見直しイメージ

4 対象施設

本計画の対象施設は、新発田市が所有及び管理するすべての公共施設（新発田市が費用を負担する一部事務組合の施設を含む）と、道路や橋りょう等のインフラ施設とします（表 1-1）。これらの総量の把握と大規模改修費用、更新費用の試算を行います。

表 1-1 対象施設の一覧

	施設分類
公共施設	公共建築物
	一部事務組合施設
インフラ施設	道路
	橋りょう
	トンネル
	上水道
	下水道
	農業集落排水
	農道
	林道
	公園
	臨港施設

第一章
計画の策定にあたって

第二章
新発田市の現状と課題認識

第三章
公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針

第四章
今後の推進に向けて

資料編